

事務連絡

令和7年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

### 令和8年度の献血の推進に関する計画（案）の送付について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。）第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画の策定については、令和5年3月1日付事務連絡「都道府県献血推進計画について」（別添1）により、手続きの見直しを行い、11月末頃から3月末に策定を行うことで差し支えない旨をお示ししたところです。

血液法第10条第1項の規定に基づく「令和8年度の献血の推進に関する計画（案）」（別添2）については、薬事審議会血液事業部会より適当である旨の答申（令和7年12月8日付）を受けておりますので、都道府県献血推進計画の策定に際し、参考とされてください。

#### 【照会先】

厚生労働省医薬局

血液対策課献血推進係 村本

電話：03-5253-1111（内2908）